

(文部科学省「教育関係共同利用拠点事業」)

令和2年度 教育関係共同利用拠点事業報告書

(拠点名)

瀬戸内海における洋上里海教育のための
共同利用拠点

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸

令和3年6月

報告書目次

第1章 瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習の取組状況

1. シラバス	2
---------	---

第2章 共同利用の実績

他大学等共同利用状況	5
練習船共同利用拠点化における乗船実績	7
運航実績表	9

第3章 共同利用の実施に係る経費

特別経費（教育関係共同利用実施分）	13
-------------------	----

第4章 共同利用に係る検討会議の状況

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会	15
-----------------------------	----

（参考資料）

1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等	
（1）教育関係共同利用拠点制度について	18
（2）学校教育法施行規則（抜粋）	19
（3）教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程	20
（4）学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）	22
2. 共同利用に関する広島大学の規則	
（1）練習船豊潮丸運営内規	25
（2）練習船豊潮丸共同利用細則	28
（3）練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ	30
3. 豊潮丸の共同利用の概要	
（1）取組の趣旨・目的	39
（2）拠点の認定理由	40
（3）取組計画	43

(4) 実施体制	44
----------	----

4. 豊潮丸の概要

主要目	45
一般配置図	47
航海区画	48
機関区画	49
無線区画	50
漁労及び観測支援設備	51
調査研究設備	52
海洋調査機器概略図	54
生活環境設備	55

第1章

瀬戸内海の恵みと現状を 学ぶ洋上里海総合演習の 取組状況

1. シラバス

「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

1. 開設大学名	広島大学		科目開講 キャンパス	東広島キャンパス		
2. 科目名	正式科目名	瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海 総合演習			クラス名	
	副題				配当年次	1 年次
					受入学年	1, 2, 3 年
	旧科目名					
	学問分野	番号	33	名称	水産学	
	サテライトで開講される科目の科目群		A 群	B 群		
3. 担当教員名	若林香織, 中口和光, 山口修平					
4. 単位数	2 単位		5. 開講学期	前期集中		
6. 開講期間 曜日・時間	2020 年 9 月 15 日 (火) ~ 2020 年 9 月 18 日 (金)					
個別開講日	1 回目 9/15	2 回目 9/15	3 回目 9/15	4 回目 9/15	5 回目 9/16	6 回目 9/16
	7 回目 9/16	8 回目 9/16	9 回目 9/16	10 回目 9/17	11 回目 9/17	12 回目 9/17
	13 回目 9/17	14 回目 9/17	15 回目 9/18	16 回目 9/18	試験日	9/17
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」 () ②. 「基礎知識を必要としない科目」					
8. 募集人数 (総授業定員)	15 人 ()		9. 定員超過時の 選考方法	書類選考		
10. 科目内容・ 授業計画	<p>広島大学生物生産学部附属練習船「豊潮丸」による乗船実習を経験する中で、里海を育ててきた瀬戸内海域の文化・漁業・水産の試験研究を視察するとともに、海洋調査を経験することにより、里海瀬戸内海への理解を深めることを目的とする。</p> <p>9/15 (火) : 広島大学生物生産学部、JR 西条駅、および JR 竹原駅からバスで竹原港へ移動、乗船・出港、漁船操業の視察と船内講義、愛媛県今治市大三島宮浦沖錨泊</p> <p>9/16 (水) : 大三島漁業協同組合魚市場訪問、宮浦港入港、伯方塩業大三島工場見学、大三島海事博物館見学、解剖実習等</p> <p>9/17 (木) : 大三島宮浦港を出港、大崎下島御手洗(潮待ちの港町)視察、海洋観測、船内講義(演習、体験発表会)</p> <p>9/18 (金) : 広島県水産海洋技術センター見学、船内清掃、昼食、修了式後下船(12:30 頃)、バスで西条駅まで移動(14:00 頃西条駅着、途中 JR 呉駅での下車も可)</p> <p>* 寄港先の都合等により、予定に変更が生じる場合がある。</p>					
11. 試験・評価方法	受講態度 50 点, 発表とレポート 50 点で評価する。					

12. 別途負担費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業期間中の食事代*, シーツ洗濯代として 5,000 円程度を徴収します。 *2 日目昼食代は含まれません（上陸後各自での昼食となります）。 ● 集合解散場所の事前事後の交通費は自己負担となります。 ● 開催 10 日前以降のキャンセルについては乗船期間中の船内食事代全額を負担していただきます。 ● 実習にかかるその他経費についてはこちらで負担します。 		
13. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 集合時刻：バスで生物生産学部から JR 西条駅・竹原駅を經由して乗船地の竹原港まで行きますので、開催当日（9 月 15 日）は、以下の 1), 2), 3) のいずれかの場所に、それぞれの指定時刻（時間厳守）までに集合してください。（昼食を済ませておいてください） <ul style="list-style-type: none"> 1) 広島大学生物生産学部（東広島キャンパス）車庫前 12:30 まで 2) JR 西条駅南口一般バス降車場 12:50 まで 3) JR 竹原駅前一般バス降車場 13:30 まで ※乗車場所については、受講生決定後に確認します。確認後の乗車場所変更は必ず連絡してください。 ● 持参物：医療保険証，着替え，運動靴（甲板作業はスリッパ類不可），雨具（傘），作業着上下（長袖，長ズボン），筆記用具，洗面具，タオル類等（長靴とカップは貸与します。船内での洗濯可），釣り具（持っていれば） ● 傷害保険：事前に学生教育研究災害傷害保険（財団法人日本国際教育支援協会）相当の傷害保険に加入しておいてください。 ● やむなく欠席する場合は、開催 10 日前までに広島大学生物学系支援室（学士課程担当）まで申し出てください。直前にやむなく欠席・遅刻する場合も、必ず連絡してください。 ● 豊潮丸は 2020 年 7 月 1 日より全面禁煙となります。船内での喫煙は認められません。 ● 本授業科目は、広島大学生物生産学部，広島大学他学部，他大学学生のために開講されるものです。 <p>【問合せ・連絡先】（E-mail：★を@に変換してください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広島大学生物学系支援室（学士課程担当） 〒739-8528 東広島市鏡山 1-4-4 TEL：082-424-4323 E-mail：sei-gaku-sien★office.hiroshima-u.ac.jp ● 広島大学大学院統合生命科学研究科 若林香織 准教授 〒739-8528 東広島市鏡山 1-4-4 TEL：082-424-7989 E-mail：kaoriw★hiroshima-u.ac.jp 		
14. サテライト科目の社会人受講について	科目等履修生（単位付与）として受け入れ	可	否
	聴講生（単位認定不要）として受け入れ	可	否

第2章

共同利用の実績

他大学等共同利用状況

授業科目名等	実施期間	概要
海洋生物学特別実習-5 (公開-B3)	11月3日～11月7日	瀬戸内海のクラゲ類の生態調査 ・北里大学海洋生命科学部:准教授1名, 学部生1名, 院生2名 ・九州大学基幹教育院:助教1名
AIMS・PEACE海洋調査体験航海:国際共同授業Plankton Biology (教育-9)	12月14日	広島湾における調査・観察 AIMS留学生 ・ボゴール農科大学(インドネシア):1名 ・王立ブノンペン大学(カンボジア):2名

年度当初、共同利用が見込まれていた以下の授業科目等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため他大学生を受け入れて実施することができなかった。

授業科目名等	年度当初の実施計画:状況	概要
里海フィールド演習	8月30日～9月1日:中止	体験航海・一般海洋観測
海洋観測実習	5月30日～6月6日:中止	一般海洋観測(高知大学・単独)、愛媛大学調査
フィールド生態環境実習	6月10日～6月13日:中止	一般海洋観測(福山大学・単独)
環境科学実践演習	9月22日～9月26日:中止	一般海洋観測(香川大学・単独)
調査実習航海(公開B1)	4月21日～4月25日:中止	響灘における水産有用甲殻類の調査
海洋実習	12月15日～12月18日:中止	一般海洋観測(北里大学・単独)
海洋生物学特別実習-3	6月16日～6月18日:中止	カタチイワシ等の仔魚の採集と海洋観測
海洋生物学特別実習-4	6月29日～7月4日:中止	ナメクジウオおよび淡水性甲殻類の分布調査
調査実習航海(公開B2)	7月6日～7月10日:中止	大気水圏における物質循環と光化学過程の解明
海洋生物学特別実習-5	7月15日～7月22日:中止	有用生理活性物質開発の為の海洋生物採集
海洋生物学特別実習-6	9月29日～9月30日	瀬戸内海の魚類調査
海洋生物学特別実習-7	10月5日～10月13日:中止	口永良部島周辺海域における魚類相調査
海洋生物学特別実習-8	10月15日～10月17日: 短縮10月15日～10月16日	瀬戸内海におけるアニサキスおよび底生有毒生物の調査
海洋生物学特別実習-9	10月26日～10月31日: 短縮10月27日～10月30日	豊後水道における水産有用甲殻類の調査
調査実習航海(公開B4)	11月3日～11月10日:中止	海底温泉に生息する生物群集調査一般海洋観測

区 分	令和2年度		
	所属機関数	利用人数	延べ人数
学内	3	254	442
国立大学	4	4	8
公立大学	0	0	0
私立大学	1	4	20
大学共同利用機関法人	0	0	0
民間・独立行政法人等	7	175	179
外国の研究機関	0	0	0
(うち大学院生)		72	142
計		437	649

令和2年度(2020年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

広島大学生物生産学部

整理 記号	航海期間	大学(含:準ずるもの)				大学外(その他)				余 席 数	延 べ 余 席 数	航 海 区 分	備考
		広島大学内		広島大学外		研究機関・企業等		その他					
		教 院 学 研 職 計	延べ人数	教 院 学 研 職 計	延べ人数	教 生 研 般 他 計	延べ人数	教 生 研 般 他 計	延べ人数				
2001	5月8日～5月8日 (1日)									0	0	K	航海区分 T:教育実習航海 R:調査実習航海 S:社会貢献航海 D:入渠補修工事 K:海上試運転
2002	6月8日～6月8日 (1日)									0	0	K	
2003	7月17日～7月17日 (1日)									0	0	K	
2004	8月4日～8月4日 (1日)	統合生命科学研究科 1 2 0 0 0 3	1 2 0 0 0 3			広島大学附属高等学校 3 16 0 0 0 19	3 16 0 0 0 19			0	0	S I	共同利用区分 単位認定を伴う 他大学利用
2005	8月8日～8月8日 (1日)	統合生命科学研究科 2 2 10 0 0 14	2 2 10 0 0 14							0	0	T C	CO:混乗 I:単独
2006	8月18日～8月20日 (3日)	生物生産学部 0 0 4 0 0 4	0 0 12 0 0 12							0	0	T C	その他の共同利用 CO:便乗
2007	8月21日～8月23日 (3日)	生物生産学部 0 0 5 0 0 5	0 0 15 0 0 15							0	0	T C	乗船者区分 教:教員・教諭 院:大学院生 学:学部学生・研究生 職:事務員・技官 研:研究員・調査員 般:社会人 他:報道・マスコミ その他
2008	8月24日～8月26日 (3日)	生物生産学部 0 0 5 0 0 5	0 0 15 0 0 15							0	0	T C	
2009	8月31日～9月2日 (3日)	生物生産学部 0 0 5 0 0 5	0 0 15 0 0 15							0	0	T C	
2010	9月9日～9月11日 (3日)	生物生産学部 0 0 6 0 0 6	0 0 18 0 0 18							0	0	T C	
2011	9月28日～9月28日 (1日)	統合生命科学研究科 1 2 2 0 0 5	1 2 2 0 0 5			広島国泰寺高等学校 元宇品自然観察ガイド 8 80 0 0 0 88 0 0 0 1 0 1	8 80 0 0 0 88 0 0 0 1 0 1			0	0	S I	
2012	9月29日～9月30日 (2日)	総合生命科学研究科 2 8 7 0 0 17	4 16 14 0 0 34							3	6	T C	
2013	10月5日～10月6日 (2日)	総合生命科学研究科 2 6 7 0 0 15	4 12 14 0 0 30							5	10	T C	
2014	10月14日～10月14日 (1日)	統合生命科学研究科 2 1 1 0 0 4	2 1 1 0 0 4			呉市仁方中学校 日本中小造船工業会 4 20 0 0 0 24 0 0 0 1 0 1	4 20 0 0 0 24 0 0 0 1 0 1			0	0	S I	
2015	10月15日～10月16日 (2日)	総合生命科学研究科 3 4 7 0 0 14	6 8 14 0 0 28							6	12	T C	
2016	10月19日～10月19日 (1日)	統合生命科学研究科 2 1 0 0 0 3	2 1 0 0 0 3			呉市仁方中学校 日本中小造船工業会 4 20 0 0 0 24 0 0 0 1 0 1	4 20 0 0 0 24 0 0 0 1 0 1			0	0	S I	
2017	10月21日～10月24日 (4日)	総合生命科学研究科 1 3 2 0 0 6	4 12 8 0 0 24							14	56	R C	
2018	10月27日～10月30日 (4日)	総合生命科学研究科 1 5 8 0 0 14	4 20 32 0 0 56							6	24	T C	
2019	11月3日～11月7日 (5日)	総合生命科学研究科 2 5 1 0 0 8	10 25 5 0 0 40	北里大学 九州大学 1 2 1 0 0 4 1 0 0 0 0 1	5 10 5 0 0 20 5 0 0 0 0 5	黒潮生物研究所 0 0 1 0 0 1	0 0 5 0 0 5			6	30	T C	
					5		25						

令和2年度(2020年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

広島大学生物生産学部

整理 記号	航海期間	大学(含:準ずるもの)				大学外(その他)				余 席 数	延 べ 余 席 数	航 海 区 分	備考
		広島大学内		延べ人数		研究機関・企業等		延べ人数					
		教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 生 研 般 他 計	教 生 研 般 他 計	教 生 研 般 他 計	教 生 研 般 他 計				
2020	11月10日～11月10日 (1日)	総合生命科学研究科 2 4 14 0 0 20	2 4 14 0 0 20							0	0	T C	備考 航海区分 T:教育実習航海 R:調査実習航海 S:社会貢献航海 D:入渠補修工事 K:海上試運転 共同利用区分 R:単位認定を伴う 他大学利用 その他の共同利用 CO:便乗 乗船者区分 教:教員・教諭 院:大学院生 学:学部学生・研究生 職:事務員・技官 研:研究員・調査員 般:社会人 他:報道・マスコミ その他
2021	11月12日～11月12日 (1日)	総合生命科学研究科 2 4 14 0 0 20	2 4 14 0 0 20							0	0	T C	
2022	11月16日～12月10日 (25日)									0	0	D	
2023	12月14日～12月14日 (1日)	総合生命科学研究科 2 0 3 0 0 5 総合科学部国際共創学科 0 0 1 0 0 1 6	2 0 3 0 0 5 0 0 1 0 0 1 6	AIMS留学生 0 0 3 0 0 3	0 0 3 0 0 3					11	11	T C	
2024	12月22日～12月22日 (1日)	総合生命科学研究科 1 6 4 0 0 11	1 6 4 0 0 11							9	9	R C	
2025	1月16日～1月16日 (1日)	生物生産学部 0 0 13 0 0 13	0 0 13 0 0 13							7	7	T C	
2026	1月23日～1月23日 (1日)	生物生産学部 0 0 12 0 0 12	0 0 12 0 0 12							8	8	T C	
2027	2月1日～2月1日 (1日)	総合生命科学研究科 1 3 1 0 0 5	1 3 1 0 0 5							15	15	R C	
2028	2月9日～2月9日 (1日)	生物生産学部 0 0 14 0 0 14	0 0 14 0 0 14							6	6	T C	
2029	2月24日～2月24日 (1日)	総合生命科学研究科 2 7 2 0 0 11	2 7 2 0 0 11							9	9	R C	
2030	3月5日～3月5日 (1日)	総合生命科学研究科 2 5 2 0 0 9	2 5 2 0 0 9							11	11	R C	
2031	3月15日～3月15日 (1日)	総合生命科学研究科 1 2 1 0 0 4	1 2 1 0 0 4							16	16	R C	
2032	3月24日～3月24日 (1日)	総合生命科学研究科 1 0 0 0 0 1	1 0 0 0 0 1			安田女子高等学校 2 14 0 0 0 16	1 15 0 0 0 16			0	0	S I	

教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 院 学 研 職 計	教 生 研 般 他 計	教 生 研 般 他 計	余 席 数	余 席 数
33 70 151 0 0 254	54 132 256 0 0 442	2 2 4 0 0 8	10 10 8 0 0 28	21 150 1 3 0 175	20 151 5 3 0 179	132	230
広島大学内	広島大学内 延べ人数	広島大学外	広島大学外 延べ人数	大学外	大学外 延べ人数		

合計 教 院 学 研 職 生 般 他 計
56 72 155 1 0 150 3 0 437

(内外国人 34人)

延べ人数合計 教 院 学 研 職 生 般 他 計
84 142 264 5 0 151 3 0 649

2020年度(令和2年度) 豊潮丸 運航実績表(2021/3/25)

広島大学生物生産学部

Monthly schedule grid for the 2020 fiscal year showing dates, activities, and ship status. Includes columns for months 1-31 and summary rows for sea days, stopovers, and total counts.

Detailed voyage log table with columns for voyage number, area, subject, purpose, sea area, representative, days, and status. Includes a summary row at the bottom: 教育実習航海 小計 37 201 コロナ禍による航海中止反映 合計 79 日 乗船者数 437 人

* 教育関係共同利用拠点に関する留意点:共同利用は、原則として単位認定を伴う教育課程上の乗船実習を保有大学が利用大学に提供することをいう。教育には卒業研究や修士・博士論文研究指導を含む。

- 改正1 2001社会1 体験航海(中小造船工業会)1日間(4月4日)を新型コロナ感染症の影響で中止した。
- 改正1 2002公開A1 海洋生物学特別実習-1(小池先生)9日間(4月11～19日)を新型コロナ感染症の影響で中止した。
- 改正1 2003公開B1 響灘における水産有用甲殻類の調査(若林先生)5日間(4月21～25日)を新型コロナ感染症の影響で、5日間(5月24～28日)に移動した。
- 改正1 2016社会4 体験航海(岩国市ミクロ生物館)1日間(8月6日)を追加した。
- 改正1 2027公開A7 海洋生物学特別実習-8(若林先生)5日間(10月26～31日)を(10月25～30日)に移動した。
- 改正2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記の航海を中止した。
 2003公開B1 響灘における水産有用甲殻類の調査(若林先生)5日間(4月21～25日)
 2004公開A2 海洋生物学特別実習-2(大塚先生)10日間(5月11～20日)
 2005教育1 水圏環境学実験実習-1(橋本先生)1日間(5月23日)
 2006教育2 海洋観測実習(高知大学)8日間(5月30日～6月6日)
 2007教育3 フィールド生態環境実習(福山大学)4日間(6月10～13日)
 2009教育4 水圏環境学実験実習-2(橋本先生)1日間(6月20日)
- 改正3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記の航海を中止した。
 2008公開A3 海洋生物学特別実習-3(富山先生)3日間(6月16～18日)
 2010公開A4 海洋生物学特別実習-4(齊藤先生)5日間(6月29～7月4日)
 2011公開B2 大気水圏における物質循環と光化学過程の解明(竹田先生)5日間(7月6～10日)
 2012公開A5 海洋生物学特別実習-5(平山先生)8日間(7月15～22日)
 2014教育5 フィールド科学入門(中口)2日間(8月1～2日)
- 改正4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を中止及び変更した。
 2018教育18 自然環境航海実習(竹田先生)2日間→1日間に短縮して実施する。
 2019教育7 乗船実習を下記日程で実施する。
 第1次：8/18～8/20 (旧「乗船実習1」期間中)
 第2次：8/21～8/23 (旧「乗船実習1」期間中)
 第3次：8/24～8/26 (旧「乗船実習1」期間中)
 第4次：8/31～9/02 (旧「里海フィールド演習」期間中)
 第5次：9/09～9/11 (旧「乗船実習2」期間中)
 2020社会6 体験航海(小池先生)は中止のため、国泰寺高校見学(坂井先生)へ振り替えて実施する。
 2024教育11 香川大学実習(一見先生)5日間(9月22～26日)を中止とした。
 2036教育17 乗船実習3 乗船実習は夏季休業中に全て実施のため、9日間(2月18～26日)は中止した。
 2033～35教育14～16 フィールド科学演習1・2・3の各航海2日間→1日間に短縮して実施する。
- 改正5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を中止及び変更した。
 2012公開A1 海洋生物学特別実習-2(坂井先生)8日間(10月5～10日)を2日間(10月5～6日)に短縮した。
 2014社会3 仁方中体験航海(中小造船工業会・小池先生)1日間(10/14)を追加した。
 2015公開B1 海洋生物学特別実習-3(浅川先生)3日間(10月15～17日)を2日間(10月15～16日)に短縮した。
 2016社会4 仁方中体験航海(中小造船工業会・小池先生)1日間(10/19)を追加した。
 2017教育7 AIMS体験航海(小池先生)3日間(10月21～23日)を4日間(10月21～24日)に延長した。
 2018公開A3 海洋生物学特別実習-4(若林先生)6日間(10月28～31日)を4日間(10月27～30日)に短縮した。
 2019公開B2 海洋生物学特別実習-5(大塚先生)6日間(11月3～10日)を5日間(11月3～7日)に短縮し、教育航海に変更した。
 2020教育8 生物海洋学実験実習1(小池先生)1日間(11月10日)を追加した。
 2021教育9 生物海洋学実験実習2(小池先生)1日間(11月12日)を追加した。
 2023社会5 広大附属三原体験航海(中小造船工業会・小池先生)3日間(12/17～19)を追加した。
- 改正6 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を追加及び変更した。
 2017教育7 AIMS体験航海(小池先生)4日間(10月21～24日)は留学生の入国が遅れるため、2020教育7 AIMS体験航海(小池先生)1日間(11月8日)に延期した。
 上記2017教育7 AIMS体験航海(小池先生)4日間(10月21～24日)は公開B2(小原先生)調査実習に変更した。
- 改正7 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を延期及び追加した。
 2020教育7 AIMS体験航海(小池先生)1日間(11月8日)は、前航海で発熱者が出たため12月14日に延期し、航海番号を2023教育9に修正した。
 2025公開A3 魚類寄生虫の生態調査(近藤先生)1日間(12/22)を追加した。
 2029公開A4 瀬戸内海におけるプランクトンの調査(小原先生)3日間(2/24～26)を追加した。
- 改正8 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を中止し、以降の航海番号を修正した。
 2030社会6 海洋観測体験(安田女子高 SSH)2日間(7/27-28)を短縮し、(3/24)1日間に延期した。
- 改正9 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で航海日数減少、船底への海洋生物の付着を防止するため海上試運転を追加した。
 2027公開B4 魚類寄生虫の生態調査(近藤先生)1日間(2/1)を追加した。(海上試運転並行)
 2029海上4 海上試運転 1日間(2/19)を追加した。
 2031海上5 海上試運転 1日間(3/05)を追加した。
 2032海上6 海上試運転 1日間(3/15)を追加した。
- 改正10 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下記航海を中止・移動し、以降の航海番号を修正した。
 2030公開A4 瀬戸内海におけるプランクトンの調査(小原先生)3日間(2/24～26)を中止した。
 2029海上4 海上試運転 1日間(2/19)を(2/24)に移動した。
- 改正11 下記の海上試運転を調査航海に変更した。
 2029海上4 海上試運転 1日間(2/24)を公開B5 魚類採集及び寄生虫の生態調査(齊藤先生)に変更した。(海上試運転並行)
 2030海上5 海上試運転 1日間(3/5)を公開B6 魚類採集及び寄生虫の生態調査(齊藤先生)に変更した。(海上試運転並行)

第3章

共同利用の実施に係る 経費

令和2年度 特別経費(教育関係共同利用実施分)

費 目	金額(千円)
コーディネート担当職員(事務系)人件費	635
広報関係費	0
共同利用運営協議会開催費	40
観測機器整備費	1,153
実習設備費	460
実習消耗品費	2,015
計	4,303

第4章

共同利用に係る 検討会議の状況

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会

日 時： 令和3年3月22日（月）13：30～15：30

場 所 オンライン会議（Zoom）

審議者 平山（共同利用運営協議会議長／豊潮丸運営委員会委員長・講師），中口（副議長／船長・准教授），小池（教授），若林（准教授），足立（高知大学農林海洋科学部・教授），満谷（福山大学生命工学部・教授），一見（香川大学農学部／瀬戸内圏研究センター・教授），広瀬（北里大学海洋生命科学部・助教）

陪席者 坂井（豊潮丸運営委員会委員・教授），小原（豊潮丸運営委員会委員・助教），山口（首席一等航海士・助教），岡村（支援室・室長），清水（支援室・主査），本多（支援室・契約一般職員）

協議・報告事項等は以下のとおりである。

1. 共同利用航海について
 - (1) 令和2年度の実施状況
 - (2) 令和3年度の取組予定（案）について
 - (3) 共同利用航海における船外泊について

2. 豊潮丸運航計画等（共同利用実績等を含む）について

3. 教育関係共同利用拠点経費について

4. その他
 - (1) 豊潮丸の組織について
 - (2) 練習船豊潮丸共同利用運営協議会次期議長について
 - (3) 福山大学の委員について

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	任期満了の日	備考
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	議長（運営委 員会委員長） ・講師	平山 真	職指定	第1号委員
生物生産学部附属練習船 豊潮丸	副議長 船長・准教授	中口 和光	職指定	第2号委員
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	教授	小池 一彦	～2022.3.31	第3号委員
統合生命科学研究科・ 生物生産学部	准教授	若林 香織	～2022.3.31	第3号委員
高知大学 農林海洋科学部	教授	足立 真佐雄	～2022.3.31	第4号委員
福山大学 生命工学部	教授	満谷 淳	～2022.3.31	第4号委員
香川大学 農学部 瀬戸内圏研究センター	教授	一見 和彦	～2022.3.31	第4号委員
北里大学 海洋生命科学部	助教	広瀬 雅人	～2022.3.31	第4号委員

参 考 资 料

1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等

(1) 教育関係共同利用拠点制度について

教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

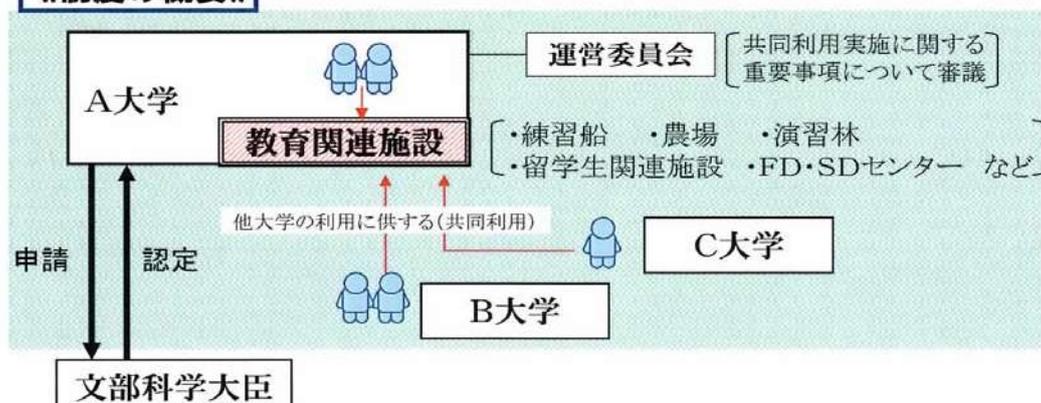
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》



【認定基準】

- 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること など

《中教審での審議状況》

- ・21年7月～8月 全国共同利用検討WGにて、改正内容に関して審議。
- ・22年8月22日 大学規模・大学経営部会に、制度の改正について報告。

(2) 学校教育法施行規則(抜粋)

(略)

第9章 大学

第1節 設備, 編制, 学部及び学科

第142条 大学(大学院を含み, 短期大学を除く。以下この項において同じ。)の設備, 編制, 学部及び学科に関する事項, 教員の資格に関する事項, 通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は, 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号), 大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号), 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の定めるところによる。

2 短期大学の設備, 編制, 学科, 教員の資格, 通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は, 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和57年文部省令第3号)の定めるところによる。

第143条 教授会は, その定めるところにより, 教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会, 専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は, その定めるところにより, 代議員会等の議決をもつて, 教授会の議決とすることができる。

第143条の2 大学における教育に係る施設は, 教育上支障がないと認められるときは, 他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において, 当該施設が大学教育の充実に特に資するときは, 教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

第143条の3 大学には, 学校教育法第96条の規定により大学に附置される研究施設として, 大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは, 共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(略)

(3) 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程 (平成21年8月20日文科科学省告示第155号)

(趣旨)

第1条 学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第143条の2第2項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 拠点の認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会(この条及び次条において「運営委員会」という。)を置き、この委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

第3条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- (1) 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- (2) 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- (3) 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- (4) 運営委員会の規則及び名簿
- (5) 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- (6) 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- (7) 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- (8) 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- (9) その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第4条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第5条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

(1) 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

(2) 当該施設を廃止しようとするとき。

(3) 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第6条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 文部科学大臣は、拠点が第2条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき又は第5条第2号若しくは第3号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第8条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

(4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について(通知)

21年文科高第38号
平成21年8月27日

各国公私立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省高等教育局長

徳 永 保

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について (通知)

このたび、別添1とおおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成21年文部科学省令第30号)が、また、別添2のおおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程(平成21年文部科学省告示第155号)が、それぞれ平成21年8月20日に公布され、平成21年9月1日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物質資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。

既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

記

第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成21年文部科学省令第30号)の概要

- (1) 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。(第143条の2第1項関係)
- (2) (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)として文部科学大臣の認定を受けることができること。(第143条の2第2項関係)

第2 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）の概要

（1）趣旨（第1条関係）

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

（2）認定基準（第2条関係）

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育，学生の修学等の支援，教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって，大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。（第1号）
- ② 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が，他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあつては，当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。（第2号）
- ③ 開かれた運営体制を確保し，幅広い意見を拠点の運営等に反映させられるため，申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ，共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として，次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また，その際，イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお，「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については，各大学において実態に即して判断することとする。また，ロの委員については，学外者であることが望ましいこととする。（第3号）

イ 当該申請施設の職員

ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお，近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また，当該施設を利用する機関は大学のみ限定されるものではなく，各大学の判断で，大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。（第4号）
- ⑤ 申請施設の種類等に応じ，共同利用に必要な設備，要件及び資料，データベース等を備えていること。（第5号）
- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し，申請施設の利用に関する技術的支援，必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。（第6号）
- ⑦ より多くの大学の利用を図り，成果を広く発信するという観点から，申請施設の利用の方法及び条件，利用可能な設備及び資料等の状況，申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。（第7号）
- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお，望ましい具体的な利用大学数については，申請施設の種類等に応じて判断することとする。（第8号）

（3）認定の申請（第3条関係）

申請施設を置く大学の学長は，申請書に次の①～⑨の書類を添えて，文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類（第1号）

- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの（第2号）
 - ③ 申請施設の名称，目的，所在地その他の概要を説明する書類（第3号）
 - ④ 運営委員会の規則及び名簿（第4号）
 - ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類（第5号）
 - ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類（第6号）
 - ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類（第7号）
 - ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類（第8号）
 - ⑨ その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類（第9号）
- (4) 認定の手續（第4条関係）
- 文部科学大臣は，申請があった場合には，当該申請に係る認定をするかどうかを決定し，当議申請をした大学の学長に対し，速やかにその結果を通知するものとする。また，当該認定を行う場合において，その有効期間を定めるものとする。なお，有効期間については，各施設ごとに認定の際に判断することとする。
- (5) 変更及び廃止等の届出（第5条関係）
- 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は，次に掲げる場合には，あらかじめ，その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。
- ① 当該施設の名称，目的又は所在地を変更しようとするとき。
 - ② 当該施設を廃止しようとするとき。
 - ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。
- (6) 文部科学大臣への報告等（第6条関係）
- 学長は，毎年度，当該年度における共同利用の実施計画を定め，当該年度の開始前に，文部科学大臣に提出するものとする。また，学長は，毎年度終了後3ヶ月以内に，当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ，文部科学大臣に提出するものとする。
- (7) 認定の取消し（第7条関係）
- 文部科学大臣は，拠点が(2)に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は(5)②若しくは③の届出を大学から受けたときは，認定を取り消すことができる。
- (8) 認定等の公表（第8条関係）
- 文部科学大臣は，拠点の認定をし，又はこれを取り消したときは，インターネットの利用その他適切な方法により，その旨を公表するものとする。
- (9) 施行期日（附則関係）
- 教育関係共同利用拠点制度は，平成21年9月1日から実施するものであること。

2. 共同利用に関する広島大学の規則

(1) 練習船豊潮丸運営内規

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

平成16年4月26日

学部長決裁

改正 平成18.3.7, 平成21.4.20, 平成22.9.27, 平成23.8.24, 平成24.5.21, 平成24.6.21, 平成27.9.28, 平成29.1.23
平成30.2.15, 平成31.4.15, 令和2.6.2

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第13条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 豊潮丸は、水産学、海洋学並びに広く生物生産学に関する教育研究を行い、これらの分野において貢献できる人材を育成するとともに、社会の発展に寄与することを目的とする。

(共同利用)

第3条 豊潮丸は、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第10号)第143条の2に基づき、他の大学等の利用に供することができる。

2 前項の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(船員)

第4条 豊潮丸に、広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)第2条に規定する船員を置く。

2 船員のうち船長及び首席一等航海士は、教員をもって充てる。

3 船長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

4 船員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 豊潮丸に、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第6条 運営委員会は、次に掲げる構成員で組織する。

(1) 豊潮丸船長

(2) 副学部長(総務担当)

(3) 広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第3号の委員の任期は、学部長の任期を超えないものとする。

第7条 運営委員会は、豊潮丸に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 船員（船長及び首席一等航海士は除く。）の人事に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 運航計画に関すること。
- (5) 基地施設及び棧橋に関すること。
- (6) 船内の利用環境に関すること。
- (7) その他豊潮丸の運営に関すること。

第8条 運営委員会に委員長を置き、委員のうちから学部長が指名する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第9条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 豊潮丸の事務は、生物学系総括支援室において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、豊潮丸に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月7日 一部改正）

この内規は、平成18年4月1日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成21年4月20日 一部改正）

この内規は、平成21年4月20日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月27日 一部改正）

この内規は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成23年8月24日 一部改正）

この内規は、平成23年8月24日から施行する。

附 則（平成24年5月21日 一部改正）

この内規は、平成24年5月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月21日 一部改正）

この内規は、平成24年6月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生

産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月28日 一部改正）

この内規は、平成27年9月28日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月23日 一部改正）

この内規は、平成29年1月23日から施行する。

附 則（平成30年2月15日 一部改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月15日 一部改正）

この内規は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月2日 一部改正）

この内規は、令和2年6月2日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(2)練習船豊潮丸共同利用細則

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

平成22年9月27日

学部長決裁

改正 平成28.4.18, 平成29.1.23, 平成30.9.3, 平成31.4.15, 令和2.6.2

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規(平成16年4月26日学部長決裁。以下「運営内規」という。)第3条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「共同利用」とは、他の大学(外国の大学を含む。)又は高等専門学校(以下「他大学等」という。)が教育課程上の実習等を行うため豊潮丸を利用すること(単位認定を含む。)をいう。

(共同利用運営協議会)

第3条 豊潮丸に、共同利用の実施に関する事項を審議するため、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第4条 運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会委員長(以下「運営委員会委員長」という。)
- (2) 豊潮丸船長
- (3) 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の担当を命じられている教員のうちから、広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人
- (4) 広島大学以外の大学又は高等専門学校に所属する練習船の共同利用に関する有識者若干人

2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長が任命又は委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第3号及び第4号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 豊潮丸の共同利用に係る公募及び選考に関すること。
- (2) 豊潮丸の共同利用に係る運航計画に関すること。
- (3) 豊潮丸の共同利用に係る利用環境に関すること。
- (4) その他豊潮丸の共同利用に関すること。

第6条 運営協議会に議長を置き、運営委員会委員長をもって充てる。

2 議長は、運営協議会を主宰する。

3 運営協議会に副議長を置き、第4条第1項第2号及び第3号の委員のうちから、議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第7条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

第8条 運営協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公募及び決定)

第9条 学部長は、適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。

2 共同利用については、前項の公募により応募のあった他大学等のうちから選考するものとし、運営協議会における審議を経て、学部長が決定する。

(実習等の実施)

第10条 共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学部の教員及び豊潮丸の船員並びに利用する他大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第11条 共同利用を行う他大学等は、その責に帰すべき事由により、豊潮丸の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学部は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(事務)

第12条 共同利用に関する事務は、生物学系総括支援室において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年9月27日から施行する。

2 この細則の施行後最初に任命又は委嘱される運営協議会委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成28年4月18日 一部改正)

この細則は、平成28年4月18日から施行し、この細則による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月23日 一部改正)

この細則は、平成29年1月23日から施行する。

附 則(平成30年9月3日 一部改正)

この細則は、平成30年9月3日から施行する。

附 則 (平成31年4月15日 一部改正)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月2日 一部改正)

この細則は、令和2年6月2日から施行し、この細則による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(3)練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

(平成30年 7月20日学部長決裁)

改正 令和2年10月29日一部改正

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

第1 この申合せは、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規（平成16年4月26日学部長決裁）第11条及び広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則（平成22年9月27日学部長決裁。以下「利用細則」という。）第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の共同利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 利用細則第2条に定める共同利用において、申請ができる機関及び個人は次のとおりとする。

(1) 国内外の大学又は高等専門学校（以下「他大学等」という。）

(2) 豊潮丸に乗船を希望する他大学等の学生及び航海責任者が航海計画において同乗することを認めた者（以下「学生等」という。）

(共同利用の区分)

第2 共同利用は次の区分に分けて、公募の実施又は利用申請を受け付けるものとする。

(1) 単独航海利用

教育実習航海として他大学等が航海計画を立案し、他大学等の学生が乗船定員の範囲内で教員の引率の下、実施する航海において利用する場合。

(2) 混乗航海利用

広島大学が主催する教育実習航海，調査実習航海，社会貢献航海のうち，乗船定員に余席がある航海において，航海責任者が認めた学生等が利用する場合。

(共同利用の公募)

第3 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会（以下「運営協議会」）は、利用規則第5条1号に規定する共同利用に係る公募及び選考を行うため、毎年度、第2(1)及び(2)の区分ごとに公募要領を作成し、関係の他大学等へ周知を行うほか、生物生産学部ホームページ等を活用し、広く共同利用の公募を行うものとする。

2 公募要領には、公募内容、申込資格、申込期限、申込先、審査及び採否などの情報を記載する。

(利用申請)

第4 共同利用を希望する者は、利用の区分ごとにそれぞれ次に定める様式に必要な事項を記載し、利用申請するものとする。

(1) 単独航海利用……別記様式1

(2) 混乗航海利用……別記様式2

(利用の許可)

第5 第4(1)については、運営協議会で審査・承認後、学部長が許可を行い申請者に通知するものとする。

2 第4(2)については、航海責任者が余席及び乗船について確認を行い、航海責任者が利用の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。

3 利用を許可された者は、別記様式3に定める「乗船者名簿・食事表」を作成の上、航海責任者を通じて航海実施日の10日前までに豊潮丸船長に提出し、内容の確認を受けるものとする。

4 利用を許可された者は、別記様式4に定める「覚書」を航海実施日の原則10日前までに豊潮丸に提出するものとする。なお、「覚書」を提出しない者は乗船の許可を取り消す。

(利用にかかる経費)

第6 豊潮丸乗船に際し、利用者が負担すべき経費は別に定める。

(共同利用以外の利用)

第7 共同利用以外に練習船基地(棧橋)の利用に関する申請があった時は、豊潮丸船長が利用申請の可否について決定し、通知するものとする。

2 練習船基地(棧橋)の利用を希望する者は、原則として利用日の2日前までに別記様式5に必要事項を記載し、豊潮丸船長に利用申請するものとする。

附 則

1 この申合せは、平成30年7月21日から施行する。

2 この申合せの制定に伴い、「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用に関する申し合わせ(平成29年7月4日承認)」は廃止とする。

附 則

この申合せは、令和2年10月29日から施行する。

附属練習船共同利用申請書(単独航海)

広島大学生物生産学部長 殿

令和 年 月 日

利用代表者(申請者)

大学名
職名等
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設	附属練習船豊潮丸			
利用計画	(目的・教育・調査研究内容等:※記入欄が不足する場合には別紙添付としてください。)			
利用希望者 (別紙添付可)	氏名	大学・学部・学年等	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
航海責任者:所属機関連絡先(※申請者と同じ場合は記入不要)			備考欄	
航海責任者 氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス	(印またはサイン)			*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。

* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

* 乗船者名簿及び覚書を航海実施日の10日前までに提出願います。

上記の利用申請について、許可します。

令和 年 月 日

広島大学生物生産学部長

(公印省略)

附属練習船共同利用申請書(混乗航海)

広島大学生物生産学部長 殿

令和 年 月 日

利用代表者(申請者)

所属大学名等

学年・職名等

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設		附属練習船豊潮丸		
航海名(整理番号)		航海責任者		
利用希望者 (別紙添付可)	氏名	所属機関・職名	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
申請者所属機関 指導教員等連絡先			備考欄	
担当者氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス	(印またはサイン)			*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。

* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

* 乗船者名簿及び覚書を航海実施日の10日前までに提出願います。

練習船豊潮丸 - 航海 乗船者名簿

申込責任者:

							この欄は広島大学の方への質問です	この欄は広島大学以外の方への質問です
氏名	身分 (職名・学年・学生番号)	性別	緊急時連絡先 (実家・父・母等 記入の事)	加入保険の名称	現住所・携帯電話番号	TAの学生は ○を付けてください	過去に豊潮丸への乗船履歴の有・無	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※ 学部外者については、「覚書」(別途様式4)を提出のこと。

※ 申込期限は出航の10日前まで。
(食事代金＝朝:300円、昼:450円、夕:450円)

メールに添付する場合は、パスワードを掛けてください。

練習船豊潮丸 - 航海 食事申込書

申込責任者:

氏名	身分 (職名・学年・学生番号)	性別	期間		乗下船地		/ 日			/ 日			/ 日			/ 日			/ 日			食数	備考 (アレルギー等)				
			月日	月日	乗船	下船	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			朝	昼	夕	
1																							0				
2																								0			
3																								0			
4																								0			
5																								0			
6																								0			
7																								0			
8																								0			
9																								0			
10																								0			
11																								0			
12																								0			
13																								0			
14																								0			
15																								0			
16																								0			
17																								0			
18																								0			
19																								0			
20																								0			
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 学部外者については、「覚書」(別途様式4)を提出のこと。

※ 申込期限は出航の10日前まで。
(食事代金=朝:300円、昼:450円、夕:450円)

令和 年 月 日

広島大学生物生産学部長 殿

覚書

令和 年 月 日から令和 年 月 日の間、豊潮丸乗船及び基地施設使用の許可を得ましたが、乗船中及び基地施設使用中、自己の不注意により事故が生じた場合、身体上・財産上の損害補償については一切自己において責任を持ち、貴学にご迷惑をお掛けいたしません。

令和 年 月 日

名前 印

(自署の場合は、押印不要)

Date(month/day/year)

The Dean of the Faculty of Applied Biological Science, Hiroshima University

Pledge

I,(name)_____, am allowed to ride on board of the Toyoshio Maru on (Date) , under the following conditions:

“I promise to take full responsibility on the compensation fees of any trouble/accident caused by my careless mistakes while being on board of the Toyoshio Maru, without causing any problems to your faculty at Hiroshima University.”

Date(month/day/year) : _____ Name:_____

Signature: _____

附属練習船基地(栈橋)利用申請書

広島大学生物生産学部長 殿

令和 年 月 日

利用代表者(申請者)

所属機関名

職 名

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船基地(栈橋)」の一時利用をいたく申請します。

なお、利用に際し、貴学の栈橋等構造物に損害を与えた場合は、賠償責任を負い、速やかに修復することを誓約します。

また、利用期間内であっても貴学から離岸の指示があった時は、速やかに出港し退避します。

利用施設	附属練習船豊潮丸呉基地(栈橋)							
利用目的								
船舶名称								
船舶諸元	全長	m	全幅	m	喫水	m	トン数	トン
船長氏名								
栈橋 利用期間	自:令和 年 月 日 時 分頃入港予定			～ 令和 年 月 日 時 分頃出港予定				
備考								
船舶 保 険 加 入 (必須)	船舶保険の名称	船舶保険の内容		申請者所属機関 緊急連絡先情報				
				担当者氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス				

*1 この利用申請書は、pdfのメール送信で受け付けるものとする。

*2 船舶保険加入欄は、船舶保険証券の写しをpdfで送信することでも構わないものとする。

*3 国の機関の船舶が利用申請する場合、船舶保険加入欄の記載は不要とする。

*4 個人からの利用申請は原則認めない。(国等の公的機関からの要請があれば応じる)

*5 利用許可の可否は、豊潮丸船長から申請者に通知する。

3. 豊潮丸の共同利用の概要

(1) 取組の趣旨・目的

本事業は、教育関係共同利用拠点としての広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の効率的かつ効果的な拠点運営を支援することを目的としており、その目的を達成するために、共同利用校の拡張、教育プログラムの充実化と開発、ならびに教育設備の充実化など、瀬戸内海における里海教育の中核として豊潮丸が機能するための支援環境の整備を行い、我が国の直面する水産・環境問題、社会経済問題、および島嶼部の文化・歴史的背景に精通した人材を育成することを目標とする。

これまでも豊潮丸では、学外の学生を対象とした教育航海を通じて「瀬戸内海における人と海の関わり」と「瀬戸内海的环境としての特異性」について、水産学、海洋学、生物学、歴史民俗学、文化人類学等の多様な切り口からの理解を進め、里海がもたらす恵みとその豊かさを、実感として理解させる教育活動の実践を進めてきた。本事業は、そのような他大学に属する海洋に興味を持つ学生が航海実習・演習に正規の科目として参加できる教育機会をさらに拡張・充実化させ、大学間共同利用体制を強化することを目指すものである。

人間が里海から受ける恩恵によって成り立ってきた文化・歴史的背景や、第一次産業構造、沿岸の人間活動や開発が里海的环境および生態系に与えた影響などの諸問題を現場で理解させるフィールド教育は、一般社会人として身に付けておかねばならない海洋基本法が謳う理念の啓蒙の推進、海洋基本計画が求める人材の育成に大きく貢献しうるものである。

さらに「里海」というキーワードの下、他大学他分野の学生の専門教育の場としての意義もある。工学や環境学などの理系分野に加えて、農漁村学・ツーリズムといった社会経済学的な分野の学生にも洋上教育の場を提供することも積極的に推進し、一人一人の学生に多様な問題意識を惹起せしめることも期待できる。

また、乗船経験を経た学生にとっては、豊潮丸で過ごす数日間の洋上体験は一生の思い出となるだけでなく、その結果、水産学・海洋学そして練習船に対する良き理解者になることは間違いない。混乗による実習では複数の大学の学生が乗り合わせて、共同作業をすることにより、参加学生の視野が広がるだけでなく、コミュニケーション能力の向上を図ることができる。一方、他大学の下級生を指導する立場の本学学生にとっても、自らの専門的知識と技術の向上にはげみ、リーダーシップを培うことができる。このように、練習船ゆえの教育効果を広く供与しうることにもつながる。

加えて、身近な海洋環境の多様な魅力を引き出そうとする本事業の里海教育は、フィールド教育に於ける大学間連携の新たなモデルとして注目しうるものとなるはずである。

(2) 拠点の認定理由

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸は、平成24年7月31日付け24文科高第403号により、学校教育法施行規則第143条の2に基づき、「教育関係共同利用拠点」に認定されたものである。

教育関係共同利用拠点名は「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点」、認定の有効期間は「平成24年7月31日～平成29年3月31日」である。

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規定（平成21年8月20日文部科学省告示第155号）」第2条に規定されている次の認定基準を満たすものとして認定された。

また、平成28年7月29日付け28文科高第456号により、「教育関係共同利用拠点」に再認定された。認定の有効期限は「平成29年4月1日～平成34年3月31日」である。

【教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（抜粋）】

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育，学生の修学等の支援，教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって，大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が，他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ，共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として，次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き，イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ，共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し，申請施設の利用に関する技術的支援，必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件，利用可能な設備及び資料等の状況，申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

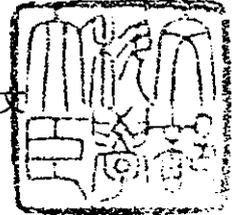


24文科高第403号
平成24年7月31日

広島大学

学長 浅原 利正 殿

文部科学大臣 平野 博文



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2に基づき、貴学の「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の参考としてください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

2. 認定の有効期間

平成24年7月31日～平成29年3月31日

3. 特記事項

これまでの共同利用の実績や多数の利用が見込まれる点は評価できる。瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点としての今後の活動を期待する。

28文科高第456号
平成28年7月29日

広島大学
学長 越智 光夫 殿

文部科学大臣 馳 浩



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2の規定に基づき、貴学の「生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

2. 認定の有効期間

平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日

3. 特記事項

教育関係共同利用拠点としての活動を行うにあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 近年の全受講者に占める女子学生の割合等の増加を踏まえると、女性の施設利用に支障がない環境の充実が求められる。そのため、運営委員会の女性委員比率を高め、女性に配慮した環境づくりに一層努めることが望まれる。
- (2) 運営委員会等での議論を踏まえた教育の質向上に資する取組については、その成果を積極的に広報し、教育関係共同利用拠点の充実に努めること。

以上

(3) 取組計画

練習船豊潮丸では、平成24年に「教育関係共同利用拠点」(以下「教育拠点」)の認定を受けたことを契機に、広大な「里海」である瀬戸内海の中央部に位置する利点を生かし、海洋環境や水産生物の生産過程ならびに「里海」と沿岸住民との持続的共存に関する学習の機会を、全国の大学および高等専門学校等に提供するための教育機能および共同利用体制を強化させる取り組みを進めてきた。

そこで本事業では、共同利用を推進させるこれまでの取り組み事業を基盤として維持・継承しつつ、他大学等の学生の乗船機会を拡大させ、学生一人一人の個性を伸ばし得るような発展的学習の機会を提供する教育拠点としての新展開を目指す。具体的には、1) 年間150日を越える運航実績(整備航海を除く)、2) 年間約700名の乗船者、3) すべての大学間連携航海(単独航海と他大学向け混乗航海)の計画通りの実施、4) 年間150名を越える他大学利用、の4点を従来と同様に維持させつつ、5) 他大学学生の乗船機会の拡大と、より高度な学習機会を求める再乗船学生(学習リピーター)への対応を主眼に置いた取り組みを進める。

瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点体制強化事業の一層の充実
 <事業期間における年度別の取組内容>



(4) 実施体制

豊潮丸の管理運営、船員の人事、予算・決算など運営に関する必要事項については、豊潮丸の船長と支援室長および学部教員5名から構成された「豊潮丸運営委員会」が、共同利用に関しては、学内委員4名、学外委員4名からなる「豊潮丸共同利用運営協議会」がそれぞれ審議・決定している。

豊潮丸には、船長以下、3名の航海士、機関長、2名の機関士および機関員、甲板長、甲板員、通信長、司厨員の、合計12名の船員が配置されている。このうち、2名は海事職教員（船長：准教授、首席一等航海士：助教）である。演習・実習の教育に際しては、海事職教員2名の責任の下、豊潮丸船員が中心となり、観測調査作業、海洋生物採集作業等の指導にあたる。

連携教育機関が実施する単独航海については、利用大学の引率教員、海事職教員が共に教育指導にあたる。残りの豊潮丸船員が利用大学の教員・学生の教育・実習の支援を行う。

また、広島大学が主催し学外学生を対象とした混乗航海「里海フィールド演習」および「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」では、生物生産学部（大学院統合生命科学研究科）に属する担当陸上教員が、豊潮丸船員と共に実習の指導にあたる。

豊潮丸の運航および共同利用に関する事務は、生物学系総括支援室が一括して管理する。なお、そのうち演習・実習に必要な機器等の管理、共同利用航海における現場教育の補助、学外からの共同利用航海への問い合わせ、拠点活動に特化した事務等はコーディネータ担当事務系職員が担当する。

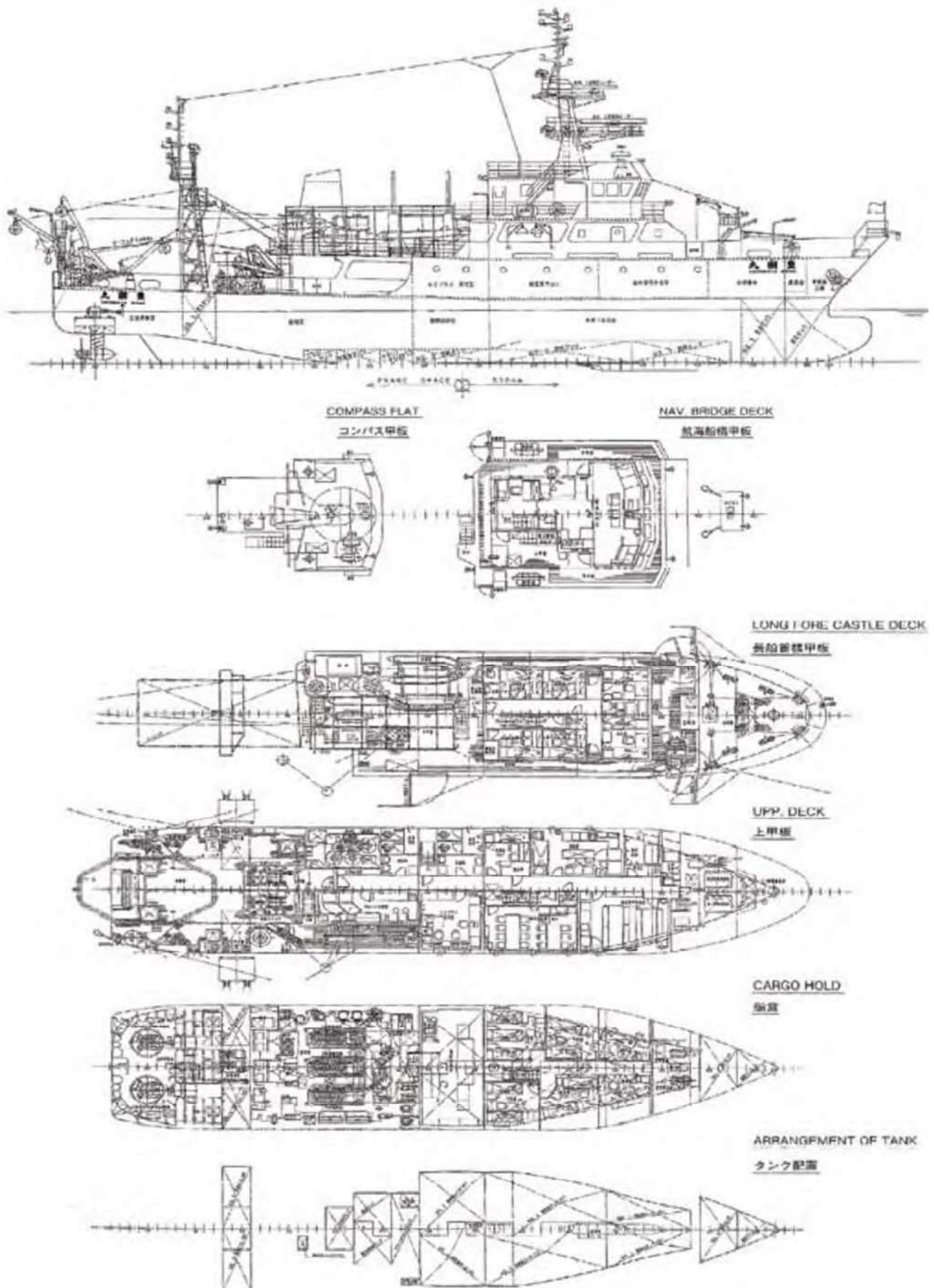
4. 豊潮丸の概要

(2) 主要目 Ship specifications

船舶番号 Official Number	第 140428 号
信号符号 Call sign	7JBU
漁船登録番号 Registry number of fishing vessel	HS1-24
船種 Type of Vessel	汽船 Motor Vessel
用途および従業制限 Service and fishing restriction	漁業練習船, 第三種船 Fisheries training vessel, Category 3
IMO 番号 International Marine Organization number	IMO9384423
船級 Classification	JG
船質 Material of Hull	鋼 steel
所有者 Owner	国立大学法人広島大学 Hiroshima University
船籍港 Port of Registry	広島県呉市 Kure, Hiroshima
長さ (全長) Length Over All	40.50m
長さ (垂線間長) Length between Perpendiculars	35.50m
幅 (型) Breadth(mid)	8.50m
深さ (型) Register Depth(mid)	3.71m
満載吃水 Full load Draft	3.1m
国際総トン数 International gross tonnage	400t
総トン数 Gross Register tonnage	256t
航海速力 Service speed	10 ノット (時間/海里) knots
航続距離 Endurance	2900 海里 nautical miles
航行区域 Navigation area	近海区域 (国際航海) Greater coasting area (International voyage)
航海日数 Endurance	10 日 days
最大搭載人員 Complement	船員 12 名, 教員 2 名, 学生 18 名, 計 32 名 Officers and Crew members 12P, Professors 2P, Students 18P, Total 32P 臨時定員 (平水区域 6 時間未満) 62 名 Special regular number, in Heisui area, designated pursuant to Ordinance for Enforcement of the Ship Safety Act, no longer than 6 hours, Total 62P
燃料油槽容積 Fuel oil tank	71.2 m ³
水槽容積 Fresh water tank	41.6 m ³

<p>発電機関 Engine for generators</p>	<p>立形単動直列 6 気筒 4 サイクル過給機空気冷却器付ディーゼル機関 441kW(600PS)×1200RPM 3 台 6 cylinder 4 cycle diesel engines have vertical single series with turbo charger & air cooler 441kw(600PS)×1200rpm×3sets</p>
<p>発電機 Generator</p>	<p>防滴自己通風型片軸受自己給油式ブラシレス交流発電機 400kW×450V×60Hz 3 台 Self-oiling brushless alternative generators have one side bearing with water proof & self-air draft 400kW×450V×60Hz×3sets</p>
<p>推進電動機 Propulsion motors</p>	<p>全閉防まつ形水冷空気冷却器付自己通風形 船用三相誘導電動機 2 台 405kW/55kW×1180RPM/585RPM All mounting close 3 phase electric motors for ship have water proof & self-air draft through water 405kW/55kW × 1180RPM/585RPM×2sets</p>
<p>推進機 Propulsion system</p> 	<p>全旋回式縦軸型推進機（プロペラ回転方向：船尾より見て内回り） 2 台 プロペラ回転数：245RPM (入力軸回転数 1180RPM のとき) プロペラ直径：1900mm (ハイスキュード可変ピッチプロペラ) 360° Rotating-2axis-vertical propulsion system × 2sets : Inside rotation Propeller revolution:245rpm (Input axis revolution: 1180rpm) Propeller diameter:1900mm (High-skewed 3 blades variable pitch)</p>
<p>無線装置 Wireless equipment</p>	<p>A1, A2, A3 対応 GMDSS 海事衛星通信装置（フリート 33）1 台, 国際 VHF 2 台 Match for A1, A2, A3 GMDSS, International VHF×2</p>
<p>船舶電話 Ship telephone</p>	<p>沿岸用衛星船舶電話 1 台 090-3022-4347 Coastal satellite telephone ×1</p>
<p>竣工年月日 Date of delivered</p>	<p>平成 18 年 11 月 29 日 Nov.29,2006</p>
<p>造船所 Builder</p>	<p>三井造船株式会社 Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.</p>

一般配置図 General arrangement



航海区画 Navigation/chart space

航海に関する操作・監視設備を集約している。操縦盤で推進装置, 可変ピッチプロペラを操作する。海図室区画に船舶電話・ファックスを設置している。

<航海設備>

マグネットコンパス (投影式)	Magnet compass (Projection formula)	R165A	布谷船用 計器工業
ジャイロコンパス	Gyro compass	TG-8000	東京計器
サテライトコンパス	Satellite compass	SC-110	古野電気
レーダ Sバンド	Radar S-Band with ARPA	FAR-2127-20AF	古野電気
レーダ Xバンド	Radar X-Band with ARPA	FAR-2137S-30AF	古野電気
DGPS 航法装置	Differential global positioning system navigator	GP-150	古野電気
電子海図	Electronic chart display and information system	EC-7000	古野電気
自動気象観測装置	Automatic weather observation system		ANEOS
国際船舶自動識別装置(AIS)	Automatic identification system	FA-150	古野電気
音響測深器	Navigational echo sounder	FE-700	古野電気
デジタル水温計	Digital water temperature indicator	TI-20	古野電気
船舶用水晶親時計装置	Marine crystal master clock	TXS-12S	古野電気
電磁ログ	Electromagnetic log	EML500	YOKOGAWA
カラー魚群探知機	Color video sounder	FCV-1500L	古野電気
カラースキャニングソナー	Color scanning sonar	FSV-30	古野電気
高性能魚群探知機	High performance video sounder	FCV-30	古野電気



機関区画 Engine room

機関制御室及び機関室並びに主推進機室を有し、機関室に設置された自動制御発電機3台により推進用電力をはじめ船内の全ての電力需要に応じた電力を供給し、各発電機関の最適負荷にて運航する。機関室や機関制御室においては、発電機関や推進装置をはじめ全ての機器において始動停止操作及び制御を行うことができ、機関制御室ではデータロガーによる各機器の温度・圧力等の計測・監視・記録を行なうとともに、統合制御システムによる推進機を含めた機関部全般機器の制御を行う。また、主配電盤により、各発電機の周波数・電圧の制御ならびに並列運転・負荷分担や、負荷状態に合わせた自動始動・停止を行うことができる（パワーマネジメント）。主推進機室には電気推進装置が設置され、全旋回式縦軸型推進機が推進電動機により駆動される。

<機関設備>

発電機関 3台	Engine for generator 3sets	6NY16L-EN	ヤンマー
発電機 3台	Generator 3sets	NTAKL-VEK	西芝電機
推進電動機 2台	Propulsion motor 2sets	NTIKE-RCK5	西芝電機
推進機 2台	Propulsion system 2sets	KST-130ZC/ADN	川崎重工業
クラゲ除去装置 1式	Jellyfish removal system 1set	JF-140	菱洋産業
油水分離器 1式	Bilge separator system 1set	USH-03	大晃機械工業
海洋生物付着防止装置 1式	Marine life exclusion system 1set		アタカ大機
機関部統合制御システム 1式	Engine central control system 1set		JRCS



機関制御室 / Engine control room



発電機関 / Engine for generator



推進装置 / Propulsion system



クラゲ除去装置 / Jellyfish removal system

無線区画 Radio space

無線に関する操作, 監視設備を集約している. また, 全球海上遭難・安全システム (GMDSS: [Global Maritime Distress and Safety System](#)) 対応の設備を設け, 通信機能の効率化を図っている.

<無線設備>

MF/HF 250W 無線通信装置 (SSB,DSC,NBDP)	250W Radio equipment (SSB Radio equipment, Digital selective calling, Narrow band direct printing)	JSS-296	JRC
インマルサット C 通信装置	INMARSAT-C Mobile earth station	JUE-85	JRC
国際 VHF 無線電話装置	Marine VHF radio telephone	JHS-32B	JRC
ナブテックス受信装置	Navigation telex	NCR-333	JRC
衛星用 EPIRB	Emergency position indicating radio beacon	JQE-3A	JRC
双方向無線電話装置	Two-way VHF transceiver	JHS-7	JRC
レーダートランスポンダ	Search and rescue radar transponder	JQX-30A	JRC
気象 F A X 受信装置	Weather facsimile receiver	JAX-90	JRC



無線区画-1 / Radio equipment area-1



無線区画-2 / Radio equipment area-2

漁労及び観測支援設備 Fishery and oceanographic research support systems

CTD ウインチ	CTD winch	1 set	8.1mm φ × 2000m	ダイナコン 10030
船首観測ウインチ	Fore part survey winch	1 set	6.0mm φ × 1000m	川崎プロレシジョンマシナリ
曳網ウインチ	Trawl winch	2 sets	12mm φ × 2000m	川崎プロレシジョンマシナリ
観測ウインチ	Oceanographic survey winch	1 set	3.0mm φ × 1500m	川崎プロレシジョンマシナリ
起倒式 A フレーム	A-frame for survey	1 set		川崎プロレシジョンマシナリ
起倒式ランプドア	Ramp door	1 set		川崎プロレシジョンマシナリ
船首観測ダビット	Fore part survey davit	2 sets		川崎プロレシジョンマシナリ
CTD クレーン	CTD crane	1 set	HIAB 081	HIAB
船尾観測クレーン	Aft part survey crane	1 set	HIAB 081	HIAB
全自動イカ釣機	Automatic squid angling machine	1 set	SANMEI SE-UA1	ニチモウ
魚網監視装置	Fishing net watch system	1 set	SCANMAR	日本海洋



CTD ウインチ / CTD winch



船首観測ウインチ
/ Fore part survey winch



曳網ウインチ / Trawl winch



観測ウインチ
/ Oceanographic survey winch



起倒式 A フレーム及び起倒式ランプドア
/ A-frame and Ramp door for survey



船首観測ダビット
/ Fore part survey davit



CTD クレーン
/ CTD crane



船尾観測クレーン
/ Aft part survey crane

調査研究設備 Research equipment

CTD測定装置 (多筒採水器付)	CTD octopus system and water sampling bottles	SBE- 9plus, SBE- 11 plus 10L×12 本	EMS
多層式超音波流速計	Acoustic Doppler current profiler	Teledyne RD Instruments WHD300kHz	HSD
表層連続観測装置	Surface CTD self-recorder	SEB-45, BBE 社 AOA	日本海洋
海底地形探査装置	marine topography profiling system	HS-600	古野電気
船内 LAN システム	Ship LAN system	JEE ソルデック	日本海洋
水中テレビカメラ装置	Underwater TV vehicle	RTV-100MK II	三井造船
実体顕微鏡	Actual objects microscope	ZEISS Stemi 2000	日本海洋
ダイビング用空気圧縮機	Diving air compressor	田邊空気機械製作所 V-11	日本海洋
生物飼育水槽 2 個	Aquarium for keeping live samples ×2 sets	250 リットル WTCA-401L	日本海洋
試料保存用冷凍冷蔵庫	Storage freezer for experimental substances	SJ-54H-S	SANWA
低温恒温器	Incubator	FLT-15	日本海洋
バンドン採水器	Van-Dorn water bottle	10L×2 本	離合社
スミスマッキンタイヤ採泥器	Smith-Macintyre sediment grab sampler	小型 0.05m ² , 中型 0.1m ²	離合社
エクマンバージ採泥器	Ekman-Berge sediment sampler	小型 0.02m ² , 大型 0.04m ²	離合社
小型簡易ドレッジ	Dredge	0.5m×0.2m	離合社
G.S.型表層採泥器 (アシュラ)	G.S.type core sampler (ASYURA)	柱状採泥器×3 本	離合社
鉛直多層式開閉ネット	Vertical multiple plankton net	VMPS1000	鶴見精機
表中層プランクトン採集網	Surface-mid layer plankton net	LCP-003	ニチモウ
表中層稚魚採取網	Plankton and larva net	LC-20M-SMR	ニチモウ
底魚採集底曳網	Kite type trawl net	LC-V1	ニチモウ
ビームトロール (桁網)	Beam trawl net		
ニューストーンネット	Neuston net		
アイザックキッド	IKMT net		
ORI ネット	Ocean Research Institute net		
ソリネット	Sled net		



CTD 測定装置 (多筒採水器付)
/ CTD octopus system /
and water sampling bottles



水中テレビカメラ装置
Underwater TV vehicle



セミドライ研究室／Laboratory (semi dry)



ウェット研究室／Laboratory (wet)

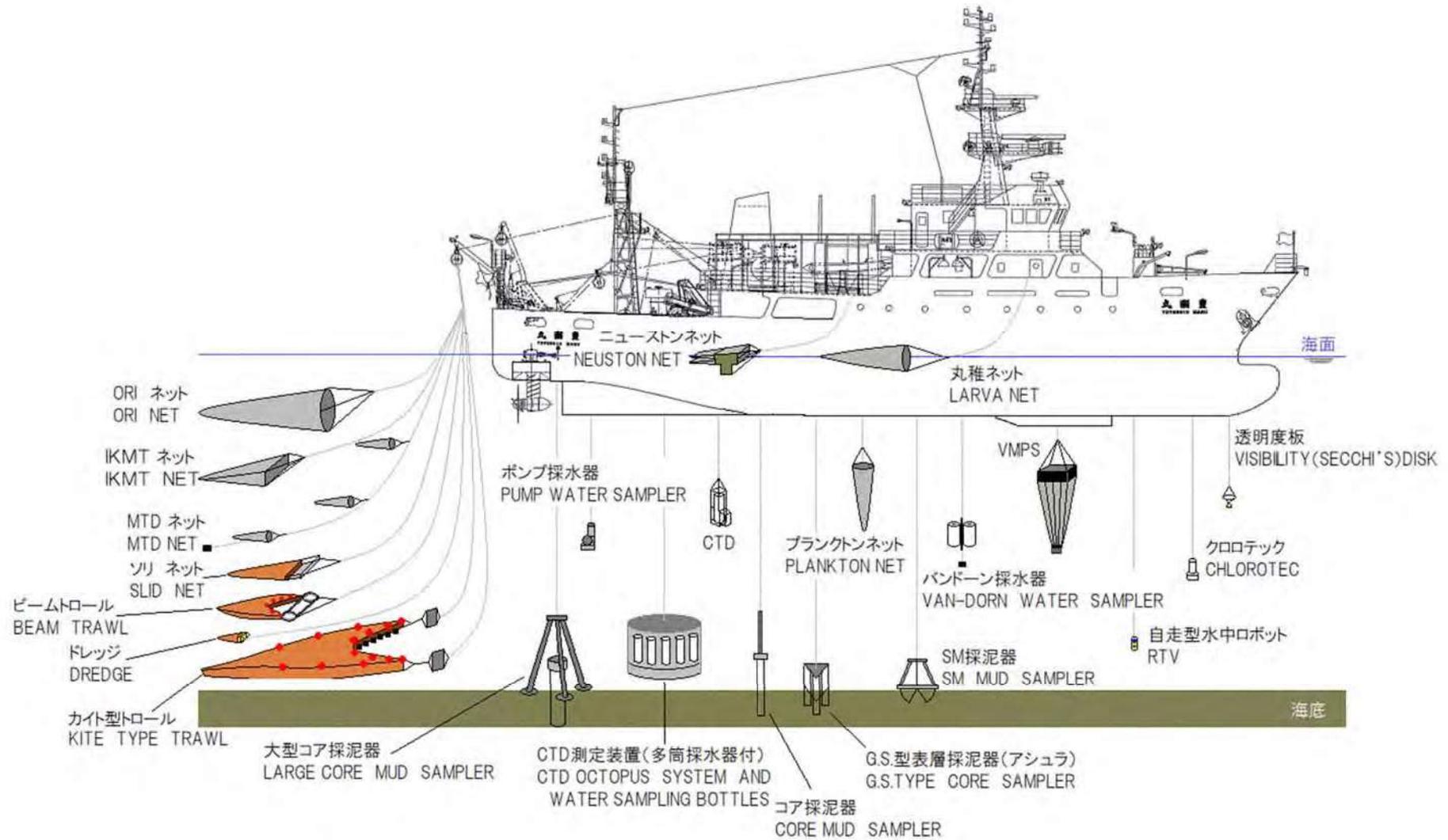


映像配信装置／Television image transmitter system



船内情報指示装置
／Monitoring system for ship information

海洋調査機器概略図 Oceanographic instruments



生活環境設備 Living quarters



教室兼学生食堂 / Student lecture and mess room



船員食堂 / Crew mess room



教員室 / Professor's room



学生室 / Student room



調理室 / Galley

広島大学生物生産学部附属練習船基地

〒737-0029 広島県呉市宝町7番4号

Kure Marine Station

School of Applied Biological Science, Hiroshima University

7-4, Takara-machi, Kure, Hiroshima, 737-0029 JAPAN

TEL:0823-23-4853 FAX:082-553-0237

URL: <https://home.hiroshima-u.ac.jp/toyoshio/>

附属練習船豊潮丸

Training and Research vessel TOYOSHIO MARU

TEL:090-3022-4347 FAX:082-553-0237

URL: <https://home.hiroshima-u.ac.jp/toyoshio/>

広島大学 東広島地区 運営支援部

統合生命科学研究科 生物学系総括支援室

〒739-8528 広島県東広島市鏡山一丁目4番4号

TEL : 082-424-7904 FAX : 082-424-2459

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/ilife>